

2.2.2 民事訴訟の審理期間に影響する要因の分析の視点

従来から審理期間が長期化する傾向にあると指摘されてきた事件の類型として、①取り調べるべき人証数が多い事件、②当事者数が多数の事件、③鑑定を実施した事件、④審理裁判に専門的知見を要する事件がある。

これらの類型の事件の各要素ないし各要因（人証数、当事者数、鑑定実施の有無、専門的知見の必要性）及び訴訟代理人の選任の有無が、期日回数と期日間隔にそれぞれどのように影響を与えているかという視点から、本報告書の民事訴訟部分の分析を行うこととする。

前述のとおり、審理期間と期日回数及び期日間隔との関係を見た場合、審理期間の長期化については、期日回数の増加の影響が大きい。審理期間が3年を超える事件では、期日回数の増加と共に、期日間隔が長くなっていることも、審理期間の長期化に影響しているものと考えられる。

期日回数の増加や、期日間隔の長期化には、様々な要因がかかわっているものと考えられる。そこで、期日回数の多寡や期日間隔の長短に影響を与える要因について分析することが必要となろう。

これまで、①取り調べるべき人証数が多い事件、②当事者が多数の大型事件、③鑑定を実施した事件、④審理裁判に専門的知見を要する事件などは審理期間が長期化する傾向があると指摘されてきた。こうした指摘は、必ずしも網羅的な統計データに裏付けられたものではないが、多くの実務家の実務感覚とも符合するものであろう。

そこで、以下では、まず、上記の①人証数が多い事件、②当事者が多数の事件、④審理裁判に専門的知見を要する事件について、これらの事件の審理期間と期日回数及び期日間隔との関係を概観した上、各類型の各要因が期日回数や期日間隔にどのような影響を与えているのかについて分析することとし、上記の③鑑定を実施した事件の分析は、④審理裁判に専門的知見を要する事件（具体的には、医事関係訴訟及び建築関係訴訟）の分析において併せて行うこととする。

また、充実した訴訟手続の下で当事者の正当な権利を速やかに実現するためには、法律専門家である訴訟代理人の適切な関与が必要である。そこで、訴訟代理人の選任状況が審理期間にどのような影響を与えているのかについても検討する。

2.2.3 人証数と審理期間との関係

本件調査期間の民事第一審訴訟事件の平均人証数は、0.6人であり、人証調べを実施した事件に限った場合の平均人証数は、2.7人である。

人証数が多い事件ほど平均全期日回数が増加し、平均審理期間が長くなる傾向がある。

人証数が多い事件ほど期日回数が増加する原因としては、①人証数が多ければ多いほど人証調べに必要な口頭弁論期日回数が増加すること、②人証数の多い事件は、争点が多数であったり、客観的証拠が乏しかったりすることが多く、争点整理のために期日を重ねることが多いことから、全体としての期日回数が多くなり、その結果、審理期間が長くなっていることが考えられる。

もっとも、多数の人証を調べなければならない事件であっても、的確な争点整理手続の実施と集中証拠調べの実施により、比較的短期間に終局することが可能であると考えられる。

○ はじめに

訴訟において実施する証拠調べには、その取調べの対象が物（文書及び検証物）である場合と人（証人、鑑定人及び当事者本人）である場合とがあり、人を対象とする場合を人証という。人証のうち、当事者本人及び証人は、最もポピュラーなものであり、いずれも過去の事実や状態について、自ら経験した内容を供述し、その供述内容が証拠となるものである。ここでは、人証の中でも、当事者本人及び証人を対象とした分析を行う。なお、本報告書の中では、当事者本人及び証人を併せて「人証」と呼ぶ。

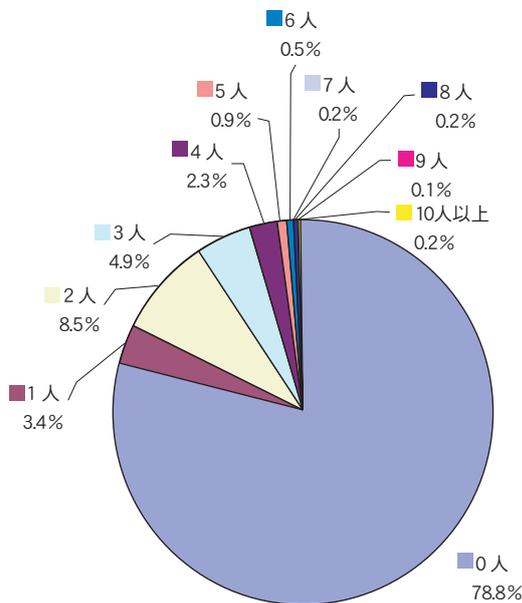
（人証数の分布状況）

民事第一審訴訟事件についての人証数の分布状況を見ると、【図23】のとおりである。

前述のとおり、民事第一審訴訟事件の平均人証数は0.6人であるが、人証数の分布状況を見ると、人証調べが実施された事件は、全体の21.2%である。

人証調べを実施した事件のうち、約90%（全体の19.1%）が人証数4人までの事件であり、中でも約40%（全体の8.5%）が人証数2人の事件であり、一番高い比率になっている。

【図23】 人証数の分布状況



（人証の内訳）

【表24】は、終局区分別の平均人証数及びその内訳を示したものである。

【表24】 終局区分別の平均人証数とその内訳

	人証(人)	
	うち本人	うち証人
判決	0.9	0.3
(うち対席)	1.4	0.5
和解	0.4	0.2
取下げ	0.1	0.0
それ以外	0.0	0.0
全事件	0.6	0.2

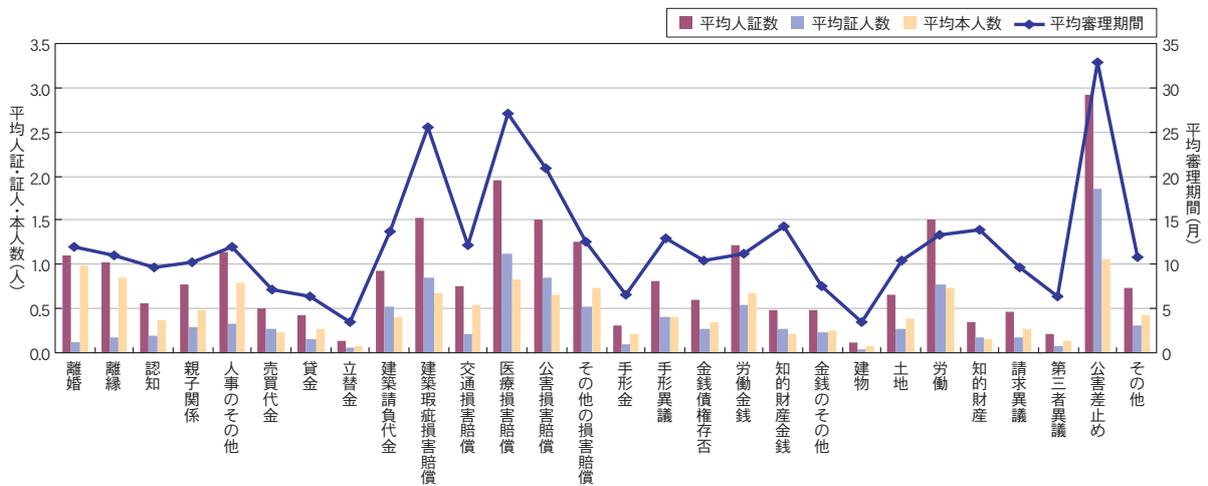
※ 端数処理の関係で各内訳の人数の合計は全体の人数と必ずしも一致しない。

2.2 民事訴訟に共通する要素と審理期間との関係についての考察

これによれば、人証全体の内訳は、当事者本人0.3人及び証人0.2人である。終局区分別の平均人証数を見ると、判決の場合、対席判決では1.4人、和解の場合、0.4人、取下げの場合、0.1人である。終局区分別の平均値を見た場合、いずれの区分においても、証人に比べ、当事者本人を取り調べる人が多いことが分かる。なお、前述のとおり、人証調べを実施した事件に限った平均人証数は2.7人であり、内訳は、【表7】のとおり、当事者本人が1.6人、証人が1.1人である。

【図25】は、事件類型別の平均人証数並びにその内訳である平均証人数及び平均本人数を示したものである。これによれば、「医療損害賠償」、「建築瑕疵損害賠償」等のいわゆる専門訴訟や「公害差止め」等の平均人証数が多い事件類型では、上記の全事件の平均値の場合と異なり、平均証人数が平均本人数を上回る傾向にあることが分かる。

【図25】 事件類型別の平均人証数とその内訳



事件の種類	総数	人 事					金 銭													建物	土地	労働	知的財産	請求異議	第三者異議	公害差止め	その他			
		離婚	離縁	認知	親子関係	人事のその他	売買代金	貸金	立替金	建築請負代金	建築瑕疵損害賠償	交通損害賠償	医療損害賠償	公害損害賠償	その他の損害賠償	手形金	手形異議	金銭債権存否	手形異議									金銭債権存否	労働金銭	知的財産金銭
審理期間	平均審理期間(月)	8.2	11.9	11.0	9.7	10.2	12.0	7.1	6.3	3.4	13.7	25.6	12.2	27.1	20.8	12.5	6.5	12.9	10.5	11.2	14.3	7.6	3.4	10.4	13.4	14.0	9.7	6.3	32.9	10.9
人証調べ	平均人証数	0.6	1.1	1.0	0.6	0.8	1.1	0.5	0.4	0.1	0.9	1.5	0.8	2.0	1.5	1.3	0.3	0.8	0.6	1.2	0.5	0.5	0.1	0.7	1.5	0.3	0.5	0.2	2.9	0.7
	うち平均証人数	0.2	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.1	0.1	0.5	0.9	0.2	1.1	0.8	0.5	0.1	0.4	0.3	0.5	0.3	0.2	0.0	0.3	0.8	0.2	0.2	0.1	1.9	0.3	
	うち平均本人数	0.3	1.0	0.9	0.4	0.5	0.8	0.2	0.3	0.1	0.4	0.7	0.5	0.8	0.7	0.7	0.2	0.4	0.3	0.7	0.2	0.2	0.1	0.4	0.7	0.2	0.3	0.1	1.1	0.4

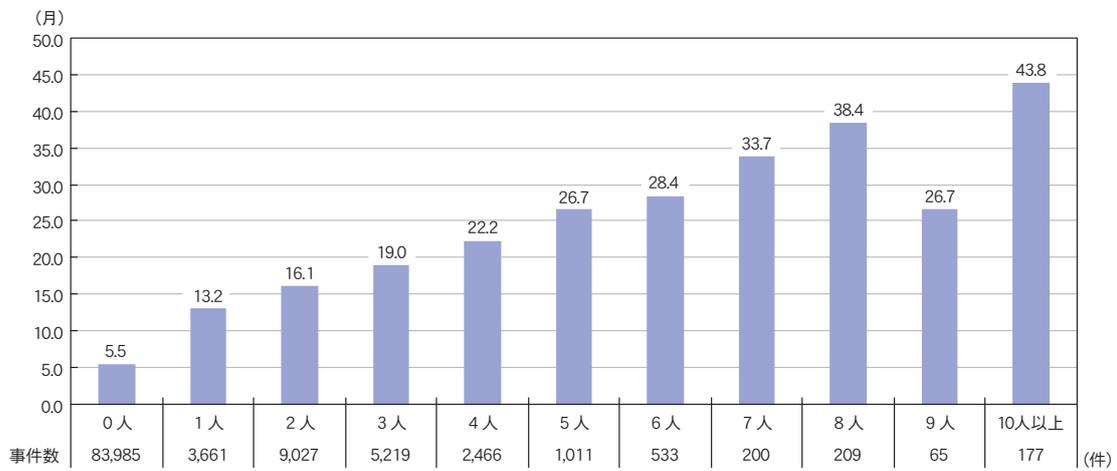
○ 人証数と平均審理期間との関係

(人証数別の審理期間)

本件調査期間における人証調べを実施した事件の平均審理期間は18.3月と、民事第一審訴訟事件（8.2月）の2倍を超えている。

【図26】は、人証数と平均審理期間との関係を示したものである。これによれば、概して、人証数が多くなるに従い、平均審理期間が長くなる傾向が見られる（取り調べる人証の重要度、尋問事項の難易度などは、当該人証ごとに当然に異なるものであるから、たとえ人証数が同じであったとしても、尋問に要した口頭弁論期日の回数や尋問に要した時間は異なり得るし、逆に、複数の人証を同一期日に集中的に調べることもあるから、人証数が異なる場合でも証拠調べに要する口頭弁論期日の回数には違いがない場合もあり得る。しかし、事件票からは、人証調べに費やした期日回数や時間に関する情報を把握することはできない。）。

【図26】 人証数別の平均審理期間

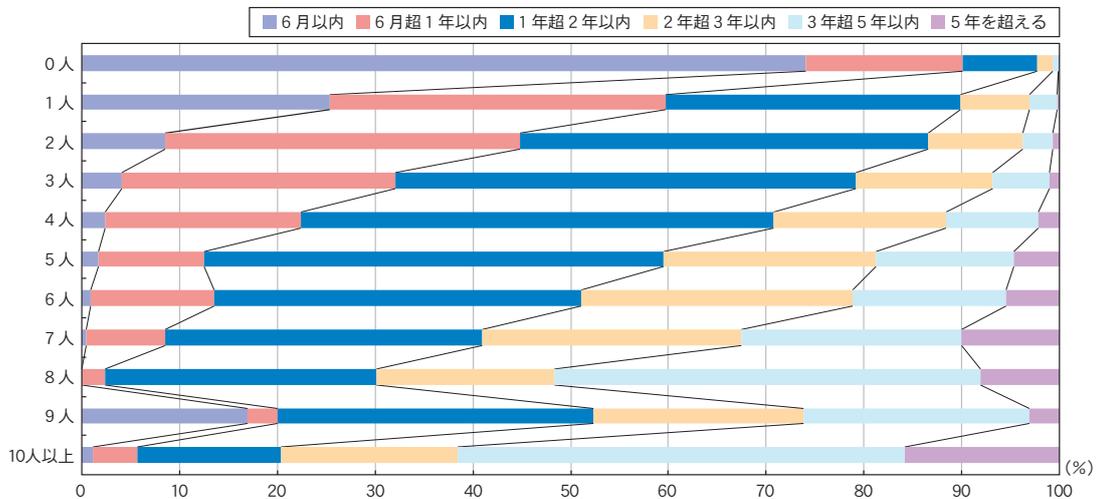


2.2 民事訴訟に共通する要素と審理期間との関係についての考察

2

また、人証数別に審理期間の分布状況を見たものが【図27】であり、概して、人証数が多い事件ほど、審理期間の長い事件の割合が多くなる傾向が見られる。もっとも、人証数9人のグループでは、【図26】のとおり、例外的に平均審理期間が短くなっている。【図27】を見ると、このグループでは、6月以内に終局した事件が16.9%あり、これが平均審理期間を短くしている原因であると推測される。【図27】は、人証数9人の事件のうち20.0%の事件が1年以内に終局していること、人証数10人以上の事件でもそのうち5.6%の事件が1年以内に終局していることを示している。この統計データは、多数の人証を取り調べなければならない事件であっても、的確な争点整理手続の実施と集中証拠調べの実施により、比較的短期間に終局することが可能になることを示唆するものであり、人証数の増加という要因があっても、審理期間の長期化を防止することが可能であることを示すものといえよう。

【図27】 人証数別の審理期間の分布状況



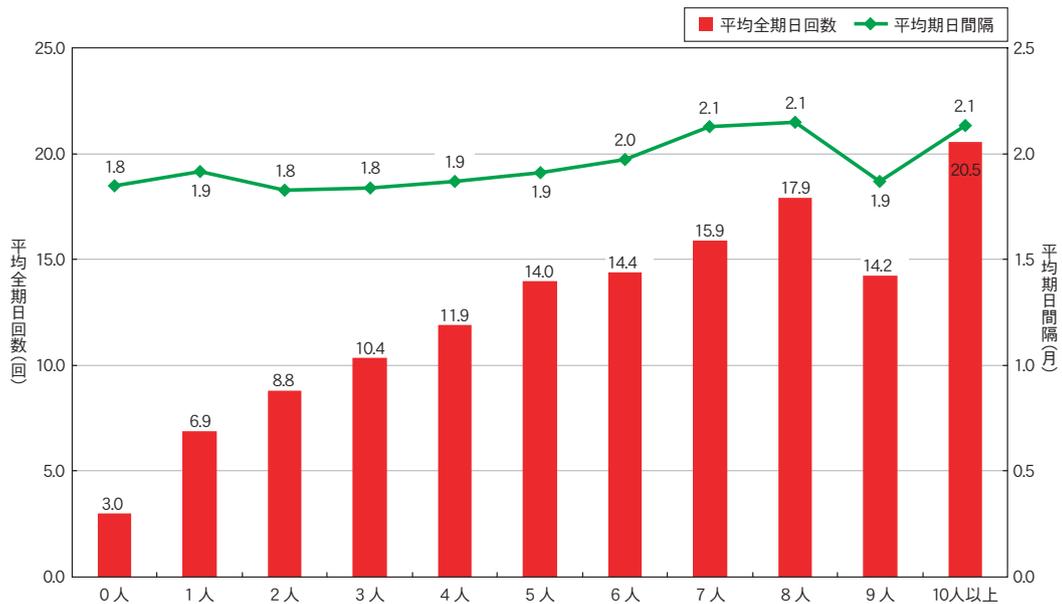
人証数	事件数	6月以内	6月超1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超5年以内	5年を超える
0人	83,985	74.1%	16.0%	7.7%	1.5%	0.6%	0.1%
1人	3,661	25.3%	34.3%	30.2%	7.1%	2.8%	0.2%
2人	9,027	8.6%	36.3%	41.7%	9.7%	3.1%	0.7%
3人	5,219	4.1%	28.0%	47.1%	13.9%	5.8%	1.0%
4人	2,466	2.4%	20.0%	48.4%	17.6%	9.4%	2.1%
5人	1,011	1.7%	10.8%	47.0%	21.8%	14.1%	4.6%
6人	533	0.9%	12.6%	37.5%	27.8%	15.8%	5.4%
7人	200	0.5%	8.0%	32.5%	26.5%	22.5%	10.0%
8人	209	0.0%	2.4%	27.8%	18.2%	43.5%	8.1%
9人	65	16.9%	3.1%	32.3%	21.5%	23.1%	3.1%
10人以上	177	1.1%	4.5%	14.7%	18.1%	45.8%	15.8%

○ 人証数と期日回数及び期日間隔との関係

(人証数と期日回数及び期日間隔との関係)

前述のとおり、人証数が多い事件では、少ない事件と比べ審理期間が長くなる傾向がある。人証数が増加した場合に審理期間が長くなる理由としては、期日回数の増加又は期日間隔の長期化が考えられる。そこで、人証数別の平均全期日回数及び平均期日間隔を見ることとする(【図28】)。これによれば、人証数が多い事件ほど平均全期日回数が多くなっているのに対し、平均期日間隔はさほど変化がないことが分かる。そうすると、人証数が増加した場合に審理期間が長くなるのは、主として期日回数が多くなっているためであると考えられる。そこで、次に、期日回数の内訳である口頭弁論期日回数及び争点整理期日回数について分析する。

【図28】 人証数別の平均全期日回数及び平均期日間隔



(人証数と口頭弁論期日回数及び争点整理期日回数との関係)

【図29】は、人証数別の平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数を示したものである。これによれば、まず、人証数が増えると、概して口頭弁論期日回数も増える傾向にあることが分かる。人証調べは口頭弁論において行うものであるから、取り調べる人証数が多くなるほど、その人証の取調べを行うための口頭弁論期日回数も多くなると考えられる(ただし、多数の人証を同一期日又は近接した複数の期日に集中的に取り調べる集中証拠調べを実施した場合には、人証数に比例して口頭弁論期日が増加するものではないことは前述のとおりである。)

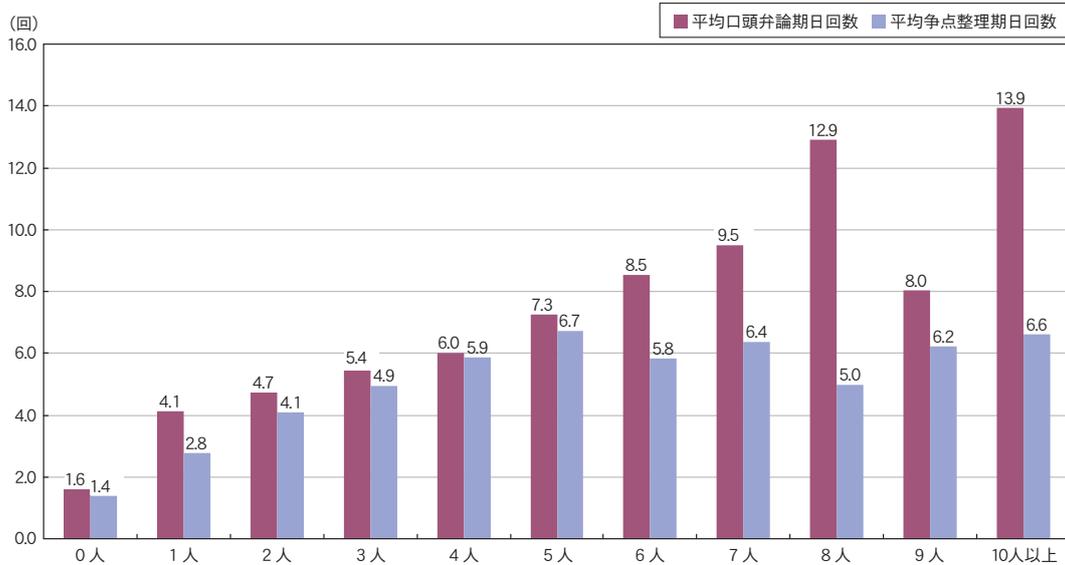
【図26】、【図29】によると、人証数が5人以上となる場合は、人証数2人～4人までの場合と比べ、人証数の増加に伴う平均審理期間の伸び幅が大きくなっており、口頭弁論期日回数を見ても、人証数2人～4人までの場合と比較し、5人以上の場合には、回数の増加幅が大きい。そして、口頭弁論期日回数の増加幅が大きくなる人証数5人以上の場合から、争点整理期日回数は横ばい状態になる。

人証数5人以上の事件では、人証の取調べに口頭弁論期日を重ねている可能性も否定できないが、最近では、集中証拠調べが広く行われていることからすると、増加した審理期間あるいは口頭弁論期日の一部が、争点整理や和解等の人証調べ以外の手続に充てられている可能性もある。

他方、争点整理期日回数について見ると、人証数が増加するに従い、争点整理期日回数もおおむね多くなるのは、人証数の多い事件では、一般に、人証により証明を要する争点が多数の事件が多いため、争点整理期日回数の増加を伴うからと考えられる。もっとも、既に述べたとおり、口頭弁論期日については、回数が

9回の場合を除き、ほぼ一貫して人証数が増加するごとに期日回数が増えているのに対し、争点整理期日については、人証数5人のときの期日回数をピークとして、それ以上人証数が増えても、争点整理期日の回数は横ばい状態となる。これは、人証数が多く、争点が多数の事件であっても、6,7回程度の争点整理期日を経れば、争点を整理することが可能であるために、争点整理期日の回数が、人証数の増加及びこれに伴う争点の増加に必ずしも比例して増加するものではないことを示すものともいえよう。

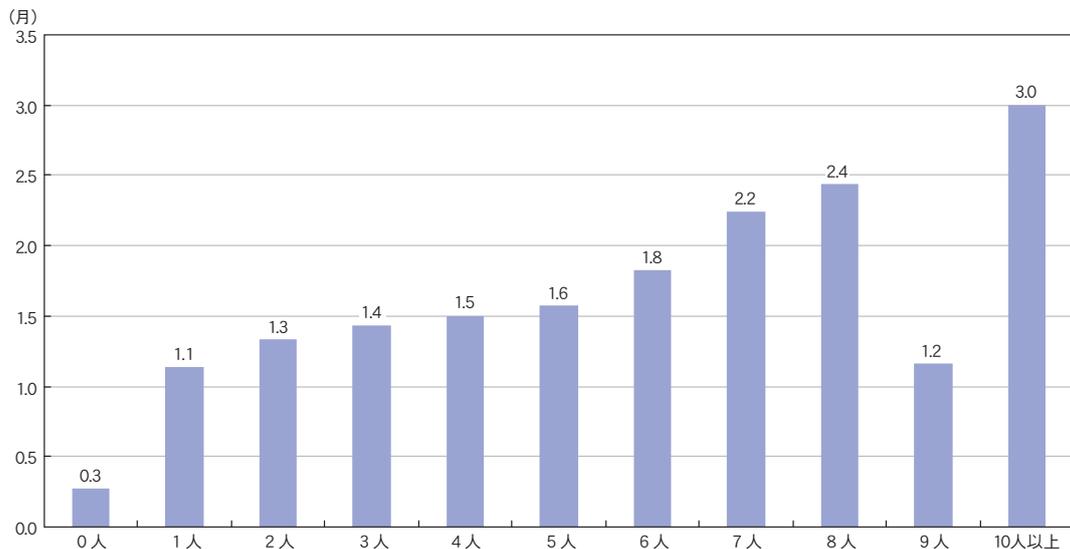
【図29】 人証数別の平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数



○ 人証数別の弁論終結から終局までの期間

【図30】は、人証数別の弁論終結から終局までの平均期間を示したものである。概して、人証数が多い事件ほど、弁論終結から終局までの期間が長くなる傾向が見られる。これは、人証数が多い事件では、客観的証拠が十分ではないことなどから、争点についての判断が難しい事件が多いこと、また、和解を試みる場合でも、調整に時間を要することが多いこと等を示しているように思われる。

【図30】 人証数別の弁論終結から終局までの平均期間



2.2.4 当事者数と審理期間との関係

本件調査期間の民事第一審訴訟事件では、原告及び被告双方が1人の事件が全体の約70%を占め、原告又は被告の一方又は双方が複数の共同訴訟事件は、全体の約30%である。

当事者数、特に原告数が多い事件ほど平均審理期間が長くなる傾向があるが、原告数の多寡により、平均期日間隔には大きな変化は見られず、平均全期日回数の増加が長期化の主たる原因であると思われる。

期日回数が増加するのは、①当事者の増加によって訴訟物、主張、争点及び関係証拠が増えるため、争点整理に時間がかかること、②取調べを必要とする人証数も増加し、その結果、口頭弁論期日回数が増加することによるものと思われる。当事者、特に原告数が10人以上の事件の中には、公害訴訟等の典型的に事案が複雑困難な事件が多く含まれている。

○ はじめに

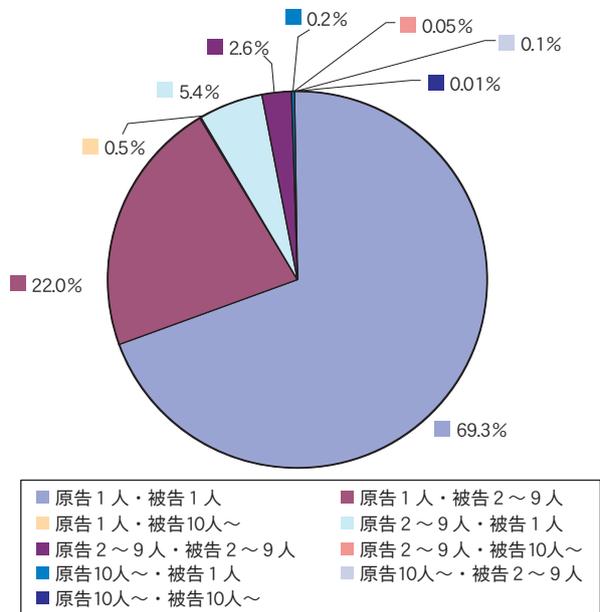
前述のとおり、人証数の多い事件と並んで、審理期間が長期化する傾向のある事件として、当事者が多数の事件が指摘されてきた。そこで、ここでは、当事者数と審理期間との関係について見ることにする。

民事訴訟は、原告及び被告各1人が対立する当事者として関与する訴訟を原則的な形態としているが、紛争の関係者が多数存在する場合などにおいて、統一的な紛争解決を実現する目的で、複数の当事者が関与する共同訴訟の形態をとる場合も少なくない。

(当事者数の分布状況)

民事第一審訴訟事件における当事者数の分布状況を示したものが【図31】である。これによれば、原告及び被告が各1人の訴訟は、69.3%を占め、残りが共同訴訟である。そして、共同訴訟の中では、原告が1人で被告が2人～9人の事件が最も多く、共同訴訟事件全体の約70%を占めている。原告及び被告の双方又は一方が10人以上となる事件は、全体の1%にも満たない。

【図31】当事者数の分布状況

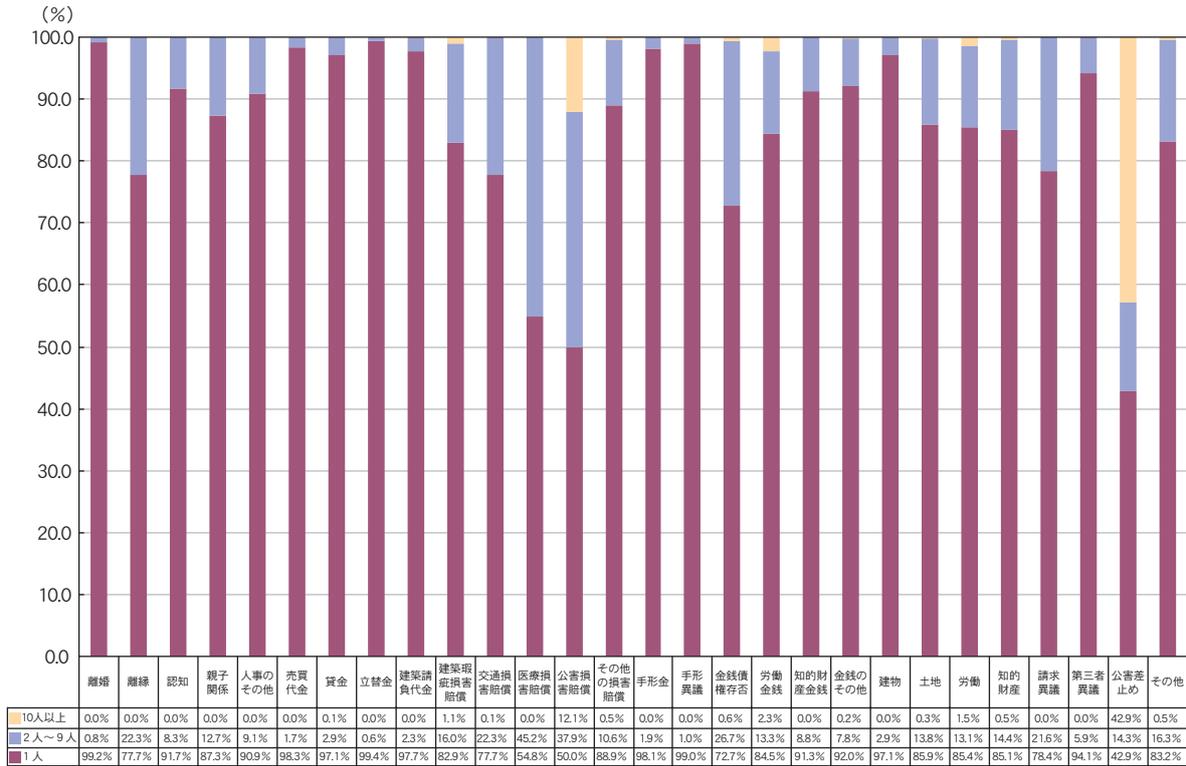


(事件類型別の当事者の状況)

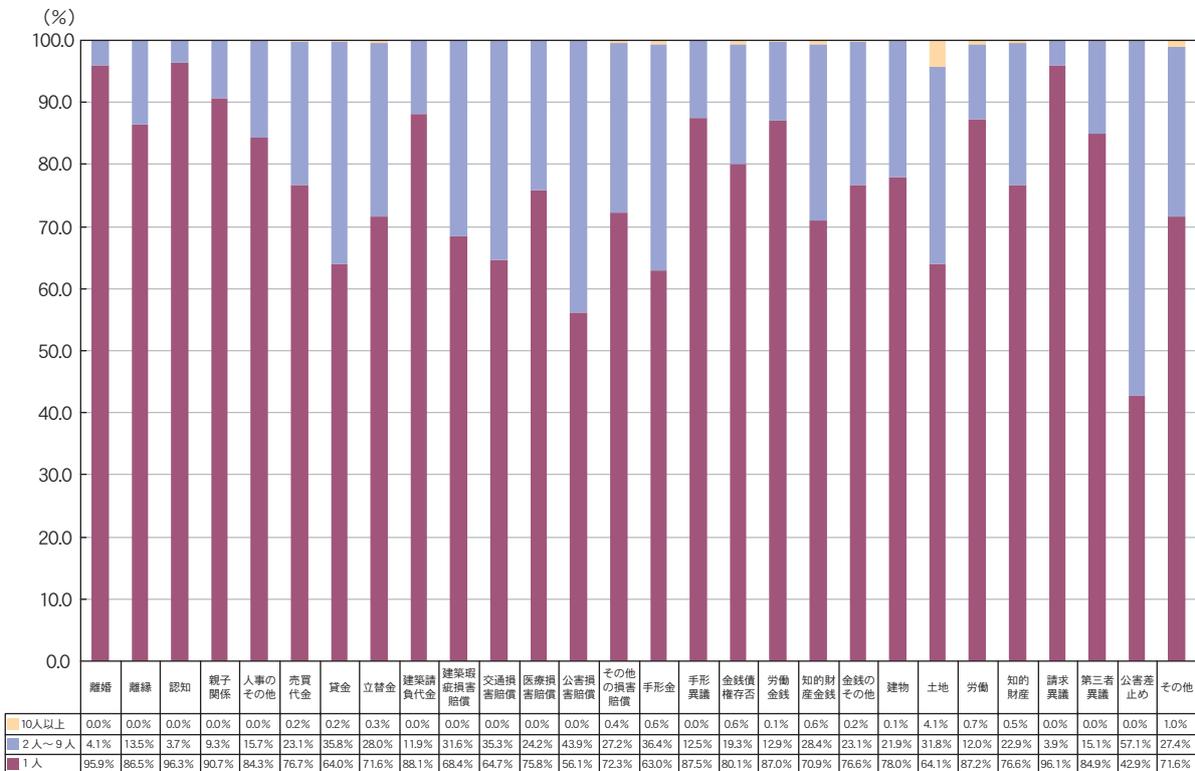
【図32の1,2】は、事件類型別の当事者数の分布状況である。「公害損害賠償」や「公害差止め」といった公害に関する訴訟や「医療損害賠償」では、原告が複数の事件の比率が高い。もっとも、公害に関する訴訟では、原告が複数となる比率と被告が複数となる比率のいずれもが高いのに対し、「医療損害賠償」では、被告が複数となる事件の比率はさほど高くはない。

他方、被告の状況についてみると、多くの事件類型では被告が複数となる比率の方が原告が複数となる比率よりもやや高い傾向にある。特に、「貸金」、「立替金」等の事件では原告が複数となる比率が低いのに対し、被告が複数となる比率が高くなっているが、これは、主債務者に対する請求に加え、保証人に対する請求が併合提起されていることによると考えられる。

【図32の1】 事件類型別の原告数の分布状況



【図32の2】 事件類型別の被告数の分布状況



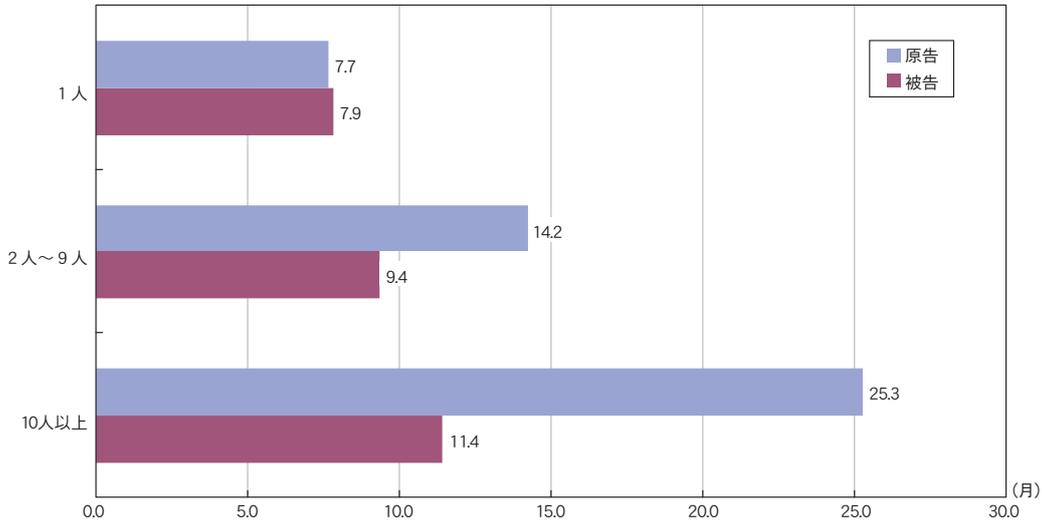
○ 当事者数と平均審理期間との関係
(当事者数と平均審理期間)

【図33】は、当事者数と平均審理期間との関係を示したものである。これによれば、原告であると被告であるとを問わず、当事者数が多い事件ほど平均審理期間が長くなる傾向にあることが分かる。特に、原告数

2 民事訴訟事件の審理の状況

が多い場合の方が、被告数が多い場合に比べ、平均審理期間が長くなる傾向が顕著であることが分かる（ただし、当事者数については、事件票上、原告数及び被告数について、それぞれ1人、2人～9人及び10人以上というように、人証数に比べ、おおまかな区分で統計数値を集計しているため、当事者が何人の事件が多いのかといった細かな内訳は分からない。）。

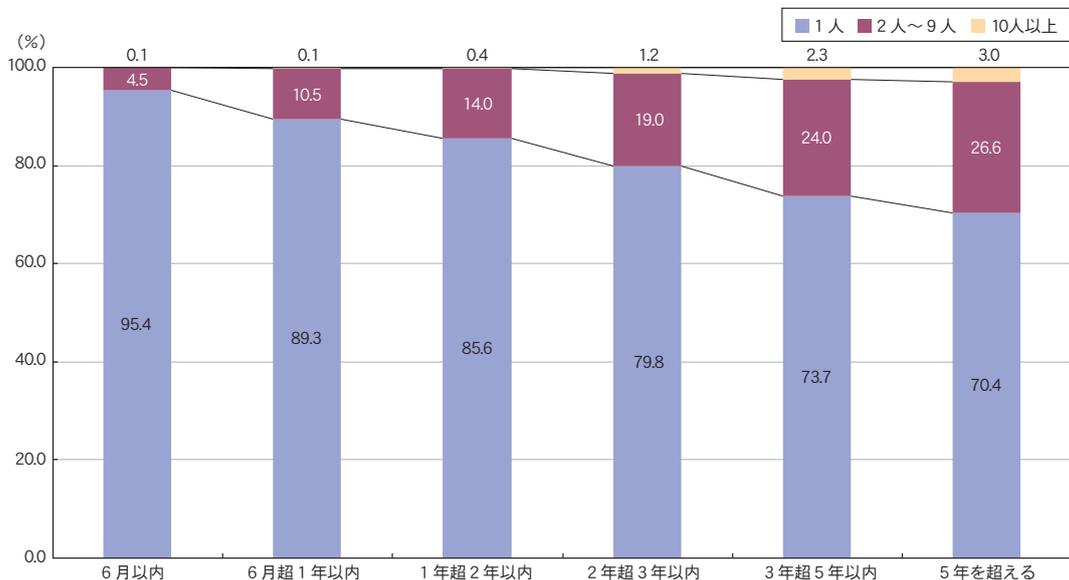
【図33】当事者数別の平均審理期間



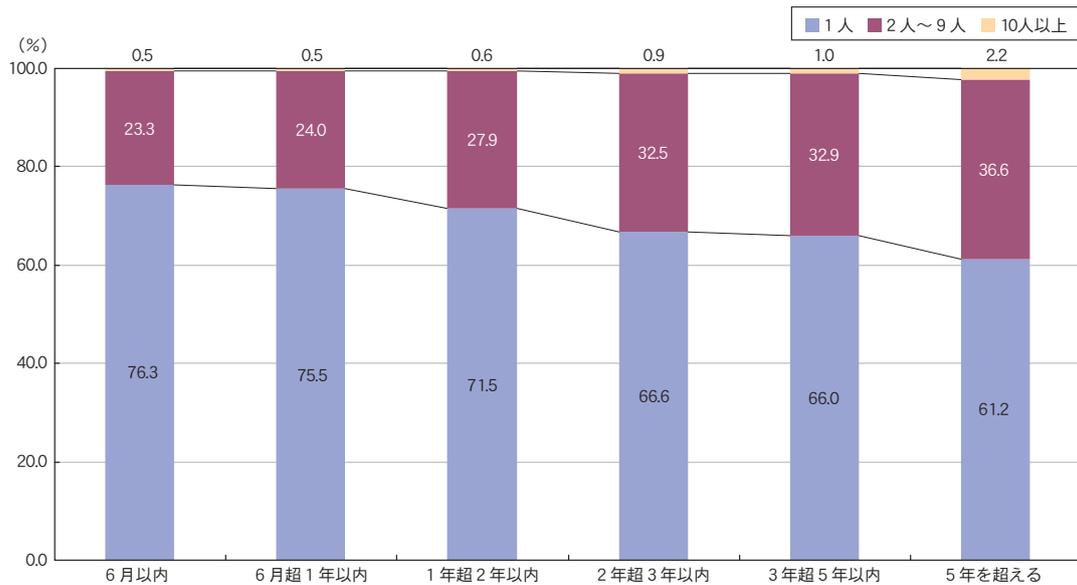
(審理期間別の当事者数)

【図34の1,2】は、審理期間別の原告数及び被告数の分布状況を示したものである。これによれば、審理期間が長い事件ほど、当事者が複数の事件の比率が高くなるという傾向にある。このうち、被告が複数の事件は、審理期間が短い事件にも相当程度の比率で含まれており、この比率は、審理期間が長い事件ほど高くなる傾向にあるものの、その増加の程度は緩やかである。これは、貸金事件で借主と保証人を共に訴えるといった比較的単純な事件が相当数あることなどを背景とするものであろう。これに対し、原告が複数の事件の比率は、審理期間が短い事件では極めて低く、審理期間が長い事件になるほど、その比率が顕著に高くなっている。

【図34の1】審理期間別の原告数の分布状況



【図34の2】 審理期間別の被告数の分布状況



○ 当事者数と期日回数及び期日間隔との関係

(当事者数と期日回数との関係)

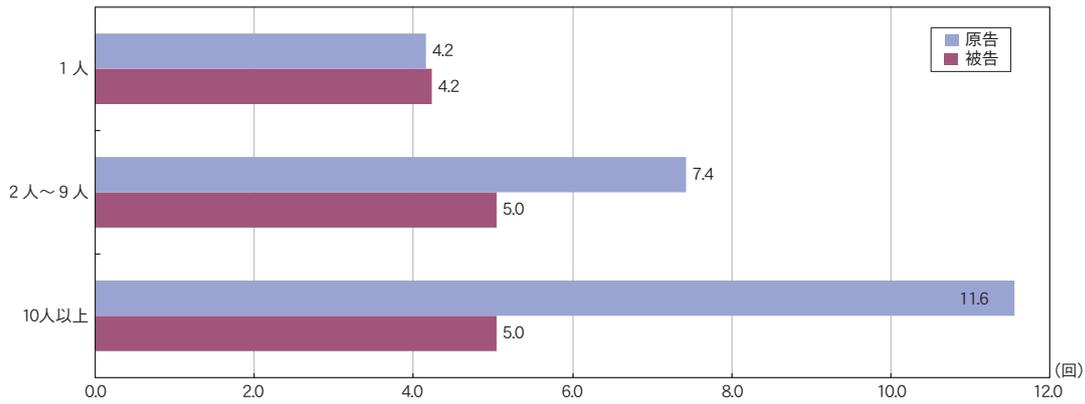
前述のとおり、当事者数が多い事件では、それが少ない事件と比べ審理期間が長くなる傾向がある。審理期間が期日回数と期日間隔により定まることからすると、当事者数が増加した場合に審理期間が長くなる理由としては、当事者数の増加による期日回数の増加又は当事者数の増加による期日間隔の長期化のいずれか又は両方によるものと考えられる。

そこで、まず当事者数別の平均全期日回数を見たものが【図35】である。これによれば、当事者数が増加するに従い、概して、平均全期日回数が増えることが分かる。

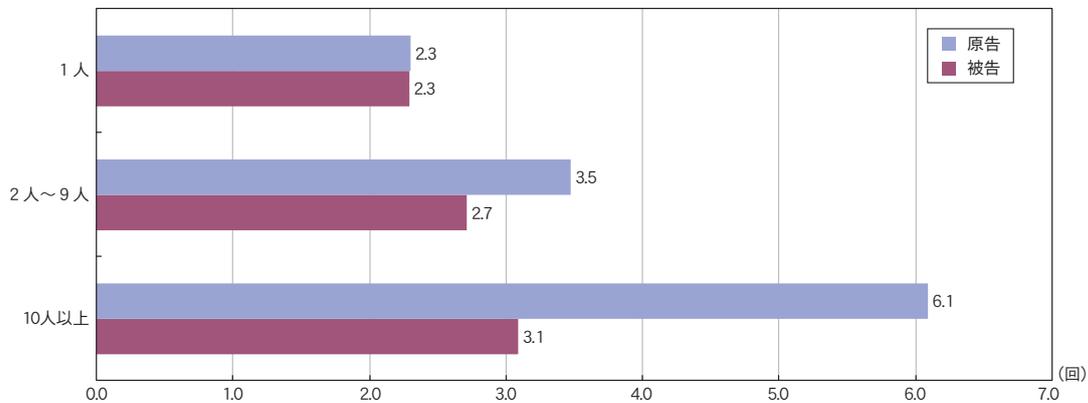
さらに、その内訳を見ると、まず、【図36】は、当事者数別の平均口頭弁論期日回数の状況を示したものであるが、概して、当事者数が増加すると、平均口頭弁論期日回数も増加し、特に、原告数が増加した場合の方が、被告数が増加した場合よりも増加傾向が顕著である。なお、その原因の分析としては、当事者数の増加が取調べを必要とする人証数を増加させ、ひいては期日回数を増加させているとの可能性があるが、この点については、後に検討する。

次に、【図37】は、当事者数別の平均争点整理期日回数の状況を示したものである。これによれば、全般的には、当事者数の増加に伴い、平均争点整理期日回数が増加する傾向にあるが、特に、原告数が増加した場合の方が、平均争点整理期日回数が顕著に増加している。これは、当事者、特に原告が増えることにより、概して、訴訟物、争点及び関連証拠が増加するため、争点整理に多くの期日を要しているのではないかと考えられる。

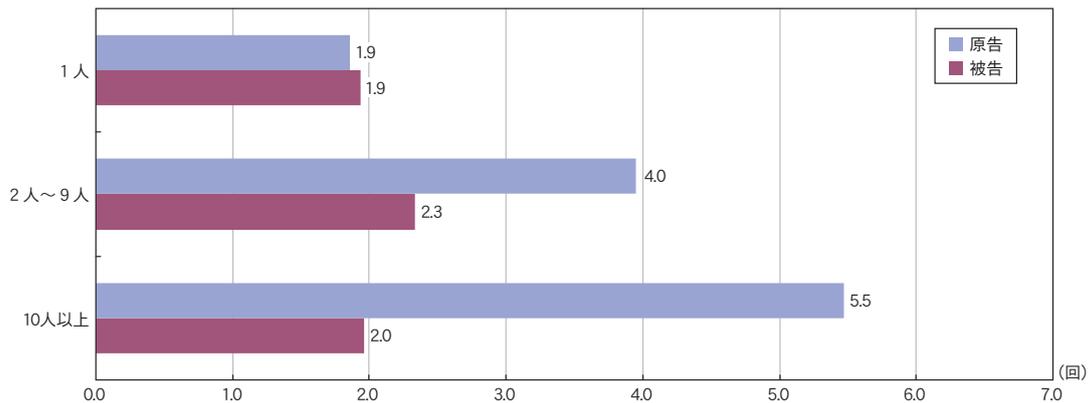
【図35】当事者数別の平均全期日回数



【図36】当事者数別の平均口頭弁論期日回数



【図37】当事者数別の平均争点整理期日回数



(当事者数と期日間隔との関係)

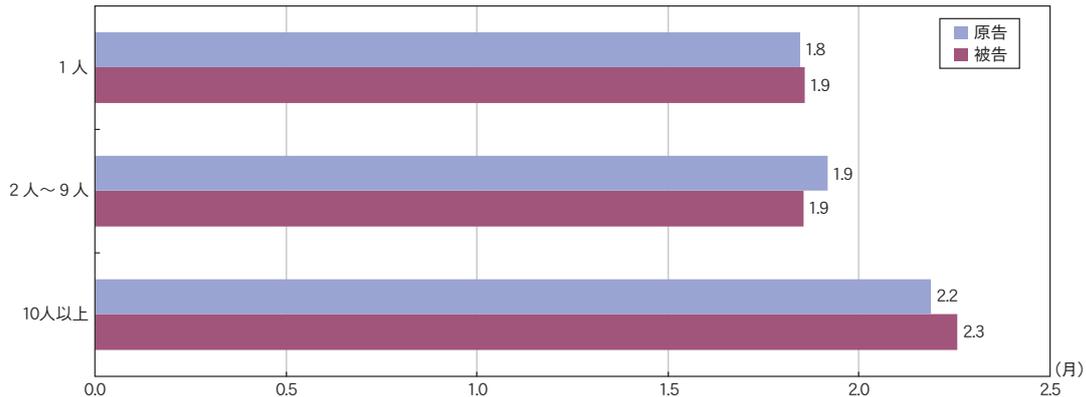
【図38】は、当事者数別の平均期日間隔を示したものである。これによれば、当事者数が9人までは、当事者が増加しても、平均期日間隔にはほとんど変化が見られないが、当事者数が10人以上の事件では、原告数、被告数いずれの場合であっても、平均期日間隔が若干長くなる傾向が認められる。

このうち、原告数と平均期日間隔について見ると、原告数10人以上の場合の平均期日間隔は、2.2月である。これは、前述の民事第一審訴訟事件全体についての審理期間と平均期日間隔との関係とほぼ符合しているように考えられる。すなわち、【図33】で見たとおり、原告数10人以上の事件の平均審理期間は25.3月と

2年を超え3年以内であるところ、民事第一審訴訟事件全体について平均期日間隔を見た【図21】によると、審理期間が2年を超え3年以内の事件の平均期日間隔は、2.0月であり、原告数10人以上の場合の平均期日間隔（2.2月）とほぼ同じ数値が出ている。

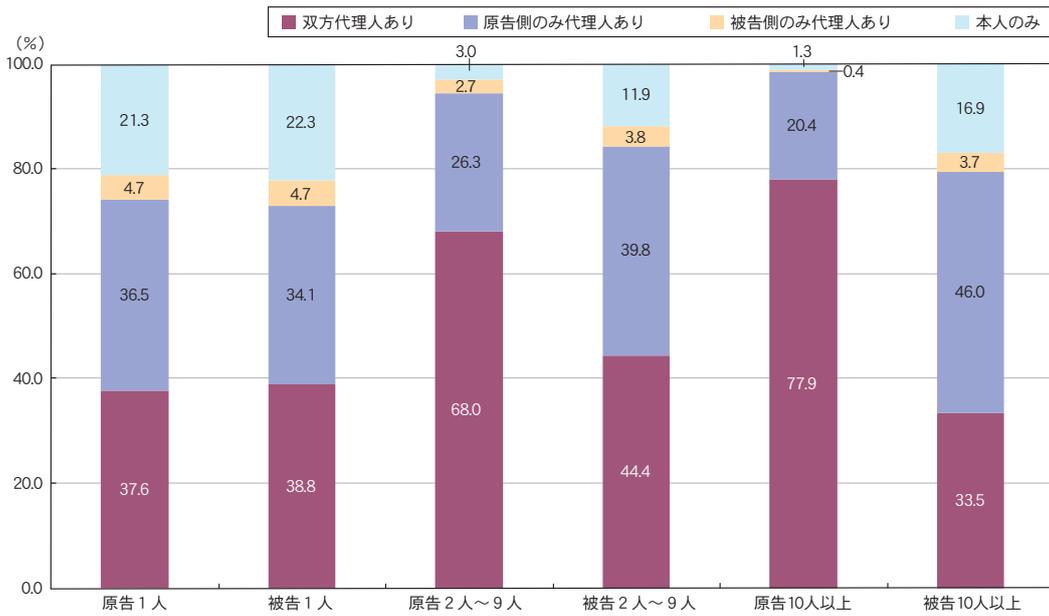
これに対し、被告数と平均期日間隔については、やや違った傾向が見られる。【図33】、【図38】のとおり、被告数10人以上の事件の平均審理期間は11.4月と6月を超え1年以内であり、その平均期日間隔は2.3月であるが、この数値は、前述の民事第一審訴訟事件全体についての審理期間と平均期日間隔との関係と必ずしも一致しない。すなわち、【図21】では、審理期間が6月を超え1年以内の事件の平均期日間隔は1.6月であり、この数値に比べて上記の被告10人以上の事件の平均期日間隔（2.3月）は、若干長期化している。その要因としては、被告数の多い事件特有の事情、例えば、期日調整上の困難が影響している可能性も考えられるが、被告数が多数であっても、共通の訴訟代理人が選任されていれば、当事者多数であるための期日の調整困難ということはないともいえよう。そこで、当事者数別の訴訟代理人の選任状況を示した【図39】^{*4}を見ると、被告数10人以上の事件における被告側の訴訟代理人選任率は、37.2%しかない。このように被告数10人以上の事件では、訴訟代理人の選任率が低い結果、多くの被告との間で期日調整をしなければならず、これが、審理期間が比較的短いにもかかわらず平均期日間隔が若干長くなっている要因の一つではないかと推測される。

【図38】当事者数別の平均期日間隔



*4 【図39】においては、一方当事者が複数である場合、複数の一方当事者の一部にのみ訴訟代理人が選任されているものも、当該当事者には訴訟代理人が選任されているものとして分類している。

【図39】当事者数別の訴訟代理人選任率



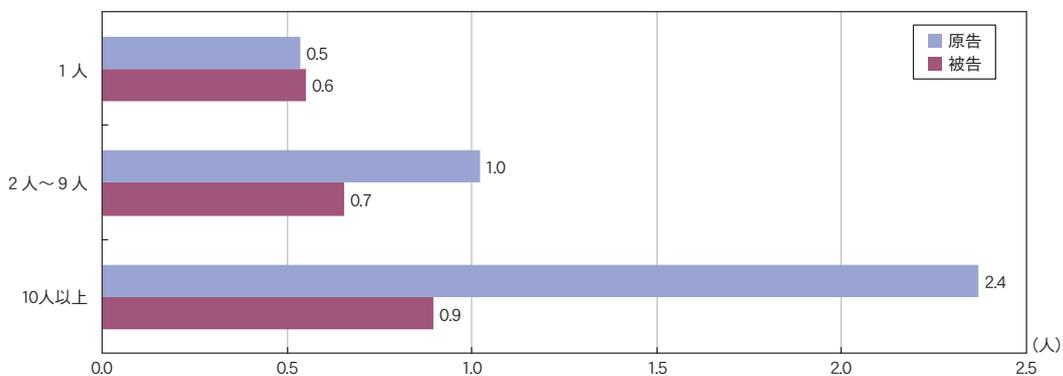
○ 当事者数別の平均人証数

人証調べは、口頭弁論期日で行われるべき代表的な手続であり、2.2.3の分析によれば、人証数が多い事件ほど口頭弁論期日回数が多い傾向にある。ここでは、当事者数と人証数との関係について分析する。

【図40】は、当事者数別の平均人証数を示したものである。これによれば、当事者数が多い事件ほど、平均人証数も多くなる傾向にあることが分かる。特に、原告数が増加した場合の方が、被告数が増加する場合に比べ、平均人証数の増加傾向が顕著である。

このように、当事者数の多い事件ほど人証数が多くなる傾向にあることが認められ、その結果、人証調べを実施するための口頭弁論期日回数も多くなるという関係があるものと考えられる。特に、口頭弁論期日回数及び人証数共に、被告数に比べ、原告数が増加した場合に顕著に増加する傾向を示しているが（【図36】、【図40】参照）、これは、前述のとおり、原告数の増加により、訴訟物や争点が増加し、その結果、争点整理期日のみならず取調べを要する人証数も増加し、口頭弁論期日も増加するという関係にあることが推測される。

【図40】当事者数別の平均人証数



○ 当事者数の増加と事案の複雑、困難さとの関係

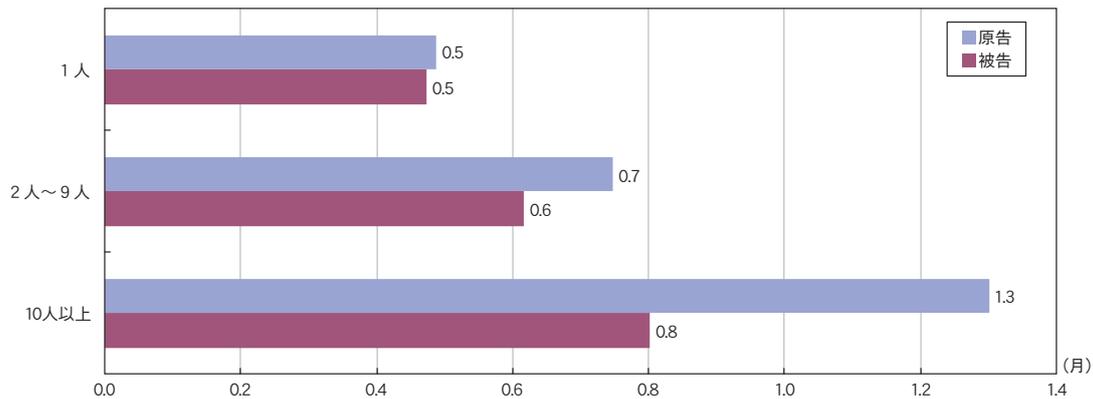
(弁論終結から終局までの期間)

当事者数別の弁論終結から終局までの平均期間を見たものが【図41】である。これによれば、当事者数

が多い事件ほど、弁論終結から終局までの期間が長くなる傾向にあることが認められ、特に、原告数が10人以上の事件においては、その傾向が顕著である。

このように、当事者数が増加することで、弁論終結から終局までの期間が長くなるのは、既に検討したように当事者数の増加による訴訟物や争点の増加、これに伴う取り調べた人証数の増加が上記期間の長期化に影響を与えているものと考えられる。

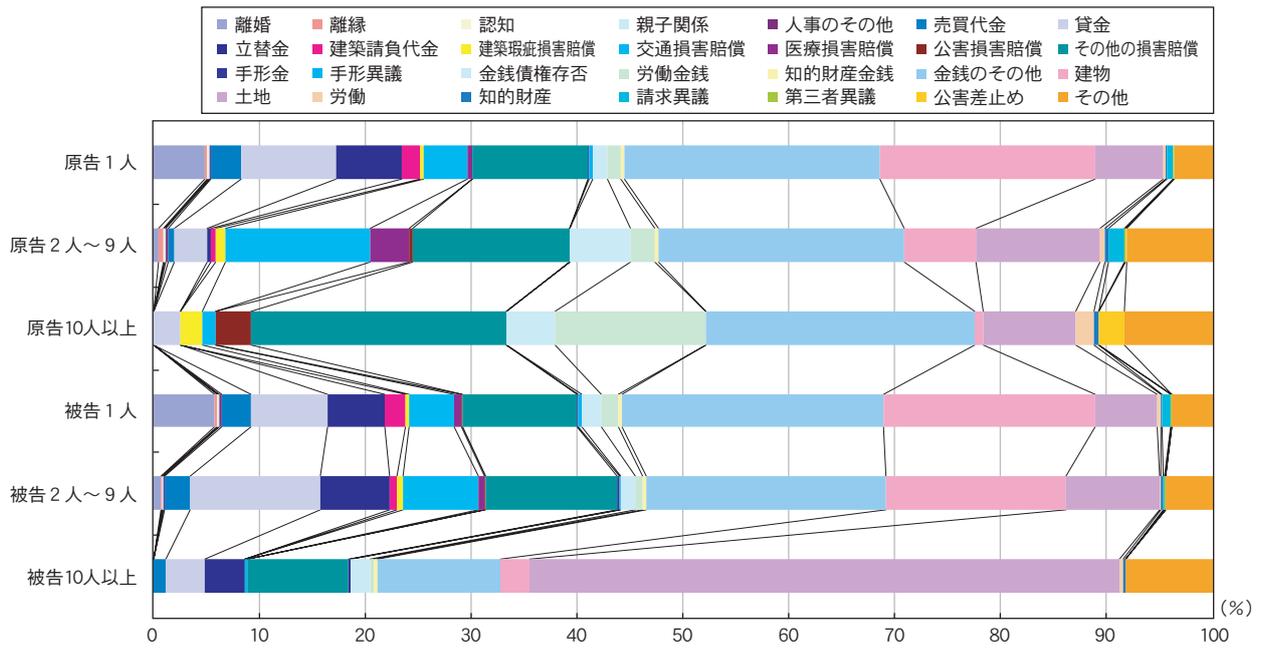
【図41】当事者数別の弁論終結から終局までの平均期間



(当事者数別の事件類型割合)

当事者数別の事件類型比率を見たものが【図42】である。これによれば、争点整理手続の回数が多くなり、弁論終結から終局までの期間が顕著に長くなる原告数10人以上の事件において、「その他の損害賠償」、「公害損害賠償」、「公害差止め」の各事件等の割合が高くなっていることが分かる。「その他の損害賠償」の事件には、社会的な関心を呼ぶ事件や先例が乏しい新しい種類の事件などが含まれていることが多く、また、「公害損害賠償」、「公害差止め」の各事件には、原告多数のいわゆる集団公害訴訟が含まれている。これらの事件は、いずれも複雑困難な事件の代表例ともされるものであり、原告数10人以上の事件には、この種の事案が複雑困難な事件が相当数含まれているため、争点整理、人証調べに多くの期日を必要とし、弁論終結から終局までの期間も長くなるものと考えられる。

【図42】当事者数別の事件類型の割合



事件の種類	総数	人 事					金 銭													建物	土地	労働	知的財産	請求異議	第三者異議	公害差止め	その他		
		離婚	離縁	認知	親子関係	人事のその他	売買代金	貸金	立替金	建築請負代金	建築瑕疵損害賠償	交通損害賠償	医療損害賠償	公害損害賠償	その他の損害賠償	手形金	手形異議	金銭債権存否	労働金銭									知的財産金銭	金銭のその他
原告1人	97,727	4.9%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	2.8%	8.9%	6.2%	1.7%	0.4%	4.2%	0.4%	0.0%	10.9%	0.2%	0.3%	1.3%	1.3%	0.3%	24.2%	20.3%	6.4%	0.2%	0.2%	0.5%	0.1%	0.0%	3.7%
原告2人~9人	8,586	0.4%	0.5%	0.1%	0.2%	0.2%	0.6%	3.0%	0.4%	0.5%	0.9%	13.6%	3.8%	0.3%	14.8%	0.0%	0.0%	5.6%	2.3%	0.3%	23.2%	6.8%	11.8%	0.4%	0.3%	1.5%	0.1%	0.0%	8.2%
原告10人以上	240	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	2.1%	1.3%	0.0%	3.3%	24.2%	0.0%	0.0%	4.6%	14.2%	0.0%	25.4%	0.8%	8.8%	1.7%	0.4%	0.0%	0.0%	2.5%	8.3%
被告1人	79,721	5.8%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	2.7%	7.2%	5.5%	1.9%	0.4%	4.3%	0.7%	0.0%	10.9%	0.1%	0.3%	1.8%	1.6%	0.3%	24.7%	20.0%	5.9%	0.3%	0.2%	0.7%	0.2%	0.0%	3.9%
被告2人~9人	26,288	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	2.5%	12.2%	6.5%	0.8%	0.5%	7.0%	0.7%	0.1%	12.4%	0.2%	0.1%	1.3%	0.7%	0.3%	22.6%	17.0%	8.9%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	4.5%
被告10人以上	544	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	3.7%	3.9%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	9.6%	0.2%	0.0%	1.8%	0.4%	0.4%	11.6%	2.8%	55.7%	0.4%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%

2.2.5 訴訟代理人の選任状況と審理期間との関係

民事第一審訴訟事件のうち、当事者双方に訴訟代理人を選任された事件が約40%であり、原告側のみ訴訟代理人を選任された事件が約35%、被告側のみ訴訟代理人を選任された事件が約5%、当事者双方に訴訟代理人を選任されなかった事件が約20%である。

平均審理期間は、当事者双方に訴訟代理人を選任された事件が最も長く、以下、被告側のみ訴訟代理人を選任された事件、原告側のみ訴訟代理人を選任された事件、当事者双方に訴訟代理人を選任されなかった事件と続く。

訴訟代理人を選任された事件の方が、平均全期日回数が多くなる傾向があるが、平均期日間隔に大きな変化は見られない。

当事者双方又は被告側に訴訟代理人を選任された事件は、争いがある事件や事案が複雑な事件が少なくないため、審理期間が長くなっているものと推測される。もっとも、当事者双方に訴訟代理人を選任された事件では、和解による終局の割合が高く、訴訟代理人が訴訟手続きにかかわることによって紛争解決に向けた当事者間の合意形成が促進され、早期の終局的解決につながっていると考えられる。

○ はじめに

民事訴訟において、当事者数と審理期間との間に密接な関係があることは既に述べた。ところで、裁判において当事者を代理し訴訟行為を行う者として、多くの事件で弁護士が訴訟代理人に選任されている。

ここまでの分析は、訴訟代理人の有無による差異には特段注目しないものであったが、ここでは、訴訟代理人の有無が審理期間とどのような関係にあるのかを分析する。

○ 訴訟代理人の選任状況

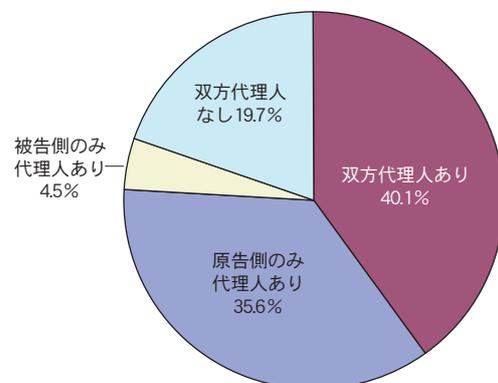
【図43】は、民事第一審訴訟事件についての訴訟代理人の選任状況を示したものである^{*5}。

これによれば、当事者双方に訴訟代理人を選任された事件は、全体の40.1%であり、これと原告側のみ訴訟代理人を選任された事件（35.6%）又は被告側のみ訴訟代理人を選任された事件（4.5%）とをそれぞれ合わせると、原告側に訴訟代理人を選任された事件の割合は75.7%、被告側に訴訟代理人を選任された事件の割合は44.6%となる。当事者双方に訴訟代理人を選任されなかった事件の割合は19.7%である。

【図44】は、事件類型別の訴訟代理人の選任状況を示したものである。

これによれば、「立替金」や「建物」の事件等においては、双方に訴訟代理人を選任される割合が顕著に低くなっている。すなわち、「立替金」事件で双方に訴訟代理人を選任される割合は12.9%、「建物」の事件では11.2%にとどまり、民事第一審訴訟事件全体の40.1%と比較し、顕著に低い。これらの事件では、

【図43】 訴訟代理人の選任状況



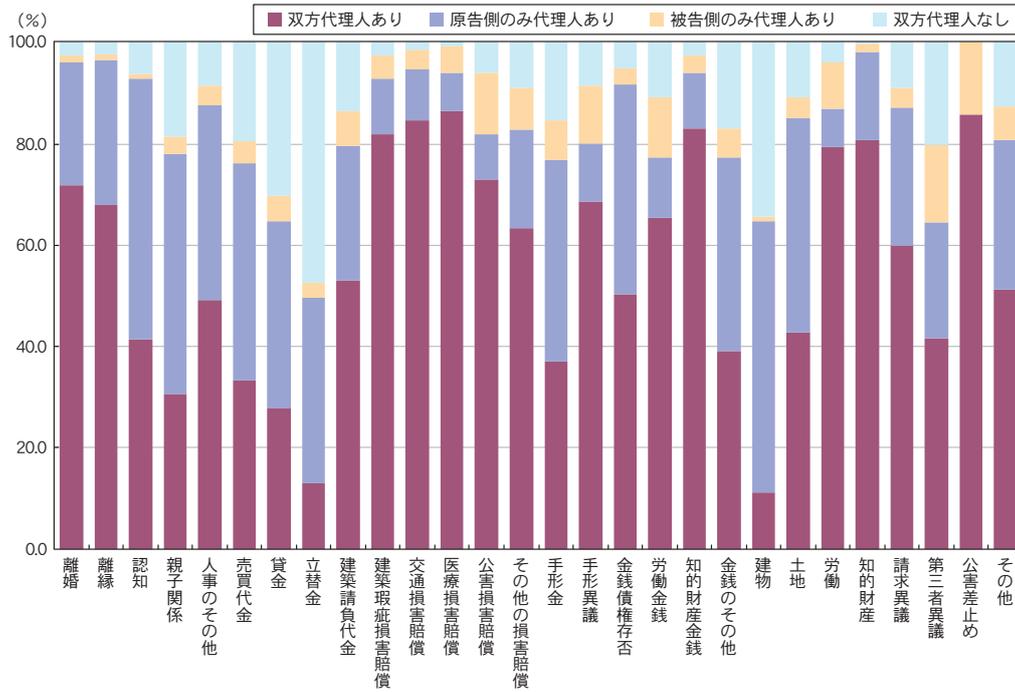
*5 一方当事者が複数である場合、複数の一方当事者の一部にのみ訴訟代理人を選任されている事件も、当該当事者に訴訟代理人を選任されている事件として分類している（例えば、被告が2人である場合に、片方の被告のみに訴訟代理人を選任された事件については、被告に訴訟代理人を選任された事件として分類している。）。

2 民事訴訟事件の審理の状況

被告側に訴訟代理人が選任される率（双方に訴訟代理人が選任される率と被告側にのみ訴訟代理人が選任される率の合計）も、それぞれ15.9%、12.1%であり、民事第一審訴訟事件全体と比較し、相当低くなっている。

これに対し、「医療損害賠償」、「建築瑕疵損害賠償」等の専門訴訟のほか、「交通損害賠償」、「公害差止め」等においては、当事者双方に訴訟代理人が選任される率が高くなっている。

【図44】 事件類型別の訴訟代理人の選任状況



事件の種類	総数	人 事				金 銭														建物	土地	労働	知的財産	請求異議	第三者異議	公害差止め	その他			
		離婚	離縁	認知	親子関係	人事のその他	売買代金	貸金	立替金	建築請負代金	建築瑕疵損害賠償	交通損害賠償	医療損害賠償	公害損害賠償	その他の損害賠償	手形金	手形異議	金銭債権存否	労働金銭									知的財産金銭	金銭のその他	
事件数	106,553	4,795	193	109	118	198	2,822	8,998	6,091	1,713	455	5,252	719	66	11,959	154	312	1,815	1,492	320	25,657	20,419	7,323	274	201	611	152	14	4,321	
訴訟代理人	双方	42,765	3,433	131	45	36	97	940	2,504	786	908	372	4,438	621	48	7,553	57	214	912	974	265	9,995	2,281	3,127	217	162	365	63	12	2,209
	原告側のみ	37,946	1,167	55	56	56	76	1,204	3,311	2,228	453	50	521	54	6	2,320	61	35	750	177	35	9,805	10,896	3,099	21	35	167	35	0	1,273
	被告側のみ	35,666	24,336	28,556	51,436	47,556	38,436	42,736	36,836	36,636	26,436	11,036	9,936	7,536	9,136	19,436	39,636	11,236	41,336	11,936	10,936	38,236	53,436	42,336	7,736	17,436	27,336	23,036	0,036	29,536
	本人による	21,027	131	5	7	22	17	553	2,723	2,893	236	12	87	7	4	1,097	24	27	95	164	9	4,408	7,055	798	11	1	56	31	0	554
	19.7%	2.7%	2.6%	6.4%	18.6%	8.6%	19.6%	30.3%	47.5%	13.8%	2.6%	1.7%	1.0%	6.1%	9.2%	15.6%	8.7%	5.2%	11.0%	2.8%	17.2%	34.6%	10.9%	4.0%	0.5%	9.2%	20.4%	0.0%	12.8%	

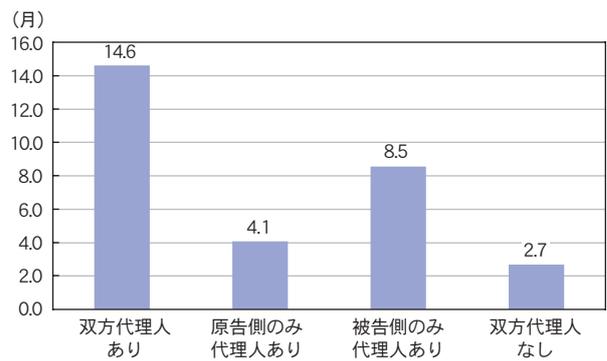
○ 訴訟代理人の選任状況と審理期間との関係

【図45】は、訴訟代理人の選任状況別の平均審理期間を示したものである。これによれば、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件が14.6月と最も長く、以下、被告側にのみ訴訟代理人が選任された事件が8.5月、原告側にのみ訴訟代理人が選任された事件が4.1月及び当事者双方に訴訟代理人が選任されなかった事

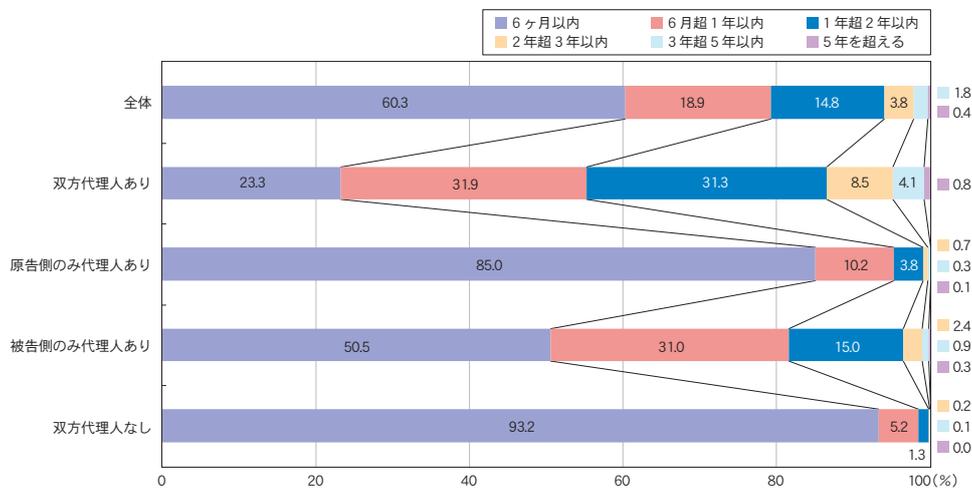
件が2.7月と続く。

【図46】は、訴訟代理人の選任状況別の審理期間の分布を示したものである。これによれば、原告側에만訴訟代理人が選任された事件の約85%が、また、当事者双方に訴訟代理人が選任されなかった事件の約93%が、それぞれ6月以内に終局していることが分かる。これに対し、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件及び被告側에만訴訟代理人が選任された事件については、6月以内に終局した事件の割合は、それぞれ約23%、約50%にとどまっている。

【図45】 訴訟代理人の選任状況別の平均審理期間



【図46】 訴訟代理人の選任状況別の審理期間の分布状況



○ 訴訟代理人の選任状況と平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数並びに平均期日間隔との関係

訴訟代理人の選任状況別の平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数は【図47の1】のとおりであり、訴訟代理人の選任状況別の平均期日間隔は【図47の2】のとおりである。

これまでの統計データの分析によれば、審理期間の長期化に影響を与えているのは、主として期日回数であり、平均期日間隔の影響はそれほど大きなものではないと見られることは、前述のとおりである。訴訟代理人の選任状況別の平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数を見ると、平均審理期間が最も長い当事者双方に訴訟代理人が選任された事件で最も多く、以下、審理期間の長い順に、被告側에만訴訟代理人が選任された事件、原告側에만訴訟代理人が選任された事件、当事者双方に訴訟代理人が選任されなかった事件と続く。

平均期日間隔については、原告側에만訴訟代理人が選任された事件と当事者双方に訴訟代理人が選任されなかった事件について期日間隔が長期化する傾向があるが、これらの事件は、【図48】からうかがわれるとおり、実質的な争いのないものも多く、期日が一回しか開かれないものが相当数含まれるため、計算上、期日間隔が長期化している可能性がある^{*6}。したがって、訴訟代理人選任の有無による有意な差が生じてい

*6 前述のとおり、統計上、判決言渡しのみを行った期日は、期日回数にカウントされない結果、判決で終局した事件は、平均審理期間を平均全期日回数で除して平均期日間隔を算出する際、平均全期日回数が実際より1回少なくなり、その分平均期日間隔が長めに算出される。

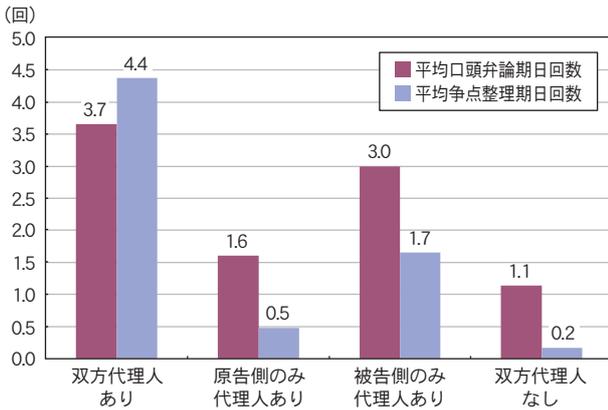


2 民事訴訟事件の審理の状況

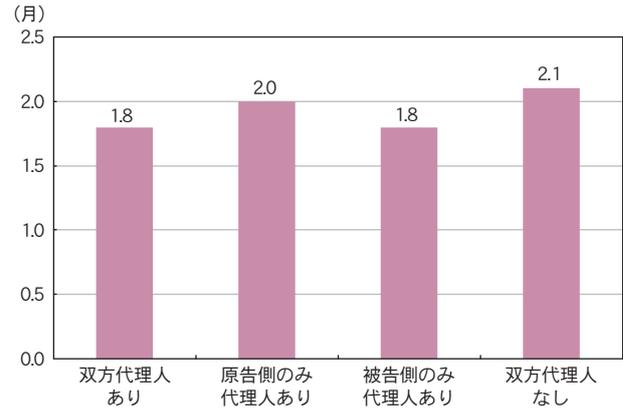
るといえるかは疑問があり、本件調査期間のデータに基づき直ちに何らかの傾向ないし結論を導くことはできないように思われる。

以上のとおり、訴訟代理人が選任された事件の審理期間が長くなっているのは、主として期日回数の増加によるものと考えられる。

【図47の1】 訴訟代理人の選任状況別の平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数



【図47の2】 訴訟代理人の選任状況別の平均期日間隔



○ 訴訟代理人の選任状況と事件の状況

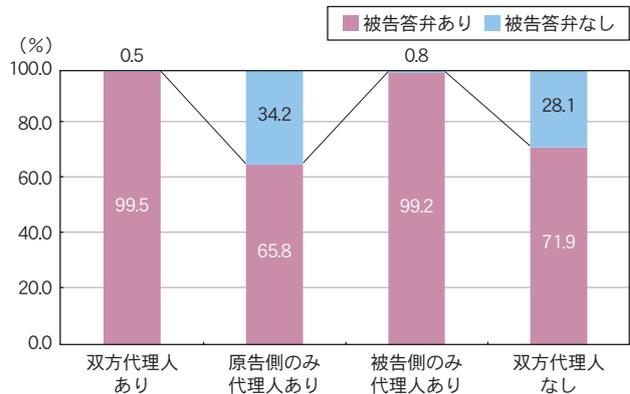
(訴訟代理人の選任状況と被告側の答弁率等との関係)

訴訟代理人の選任状況は、対象となる事件の内容と関連があるのではないかとこの観点から、【図48】により、訴訟代理人の選任状況別の被告側の答弁率を見ると、被告側に訴訟代理人が選任されていない事件では、被告側に訴訟代理人が選任されている事件に比べ、被告が答弁をしない率が顕著に高くなっていることが分かる。

こうした統計データに加え、前述のとおり、被告

側に訴訟代理人が選任されていない事件の平均審理期間が短いことをも考慮すると、被告側に訴訟代理人が選任されていない事件では、当事者間に実質的な争いのない事件の割合が高いものと推測される。

【図48】 訴訟代理人の選任状況別の被告答弁率



(事件類型別の被告の答弁率等)

【図49】は、事件類型別の被告側の答弁率を示したものである。【図44】によれば、「立替金」及び「建物」の事件では、被告側に訴訟代理人が選任される率が低いが、これらの事件の3割以上は、いわゆる欠席判決で終局した事件となっている。これに対し、当事者双方に訴訟代理人が選任される率の高い「医療損害賠償」や「建築瑕疵損害賠償」等の専門訴訟、「交通損害賠償」、「公害差止め」等においては、被告側の答弁率がいずれも極めて高いことが分かる。また、これらの専門訴訟や公害関係の訴訟は、前述のとおり、審理期間が長く、複雑困難な事件類型である。

こうした結果に照らすと、当事者双方に訴訟代理人が選任されない事件は、当事者間に実質的な争いのない事件の割合が高く、逆に、当事者双方に訴訟代理人が選任される事件では、事実関係や法律解釈につき当事者間に争いがある事件が多く、事件の内容も、複雑困難なものが少なくないものと推測される。

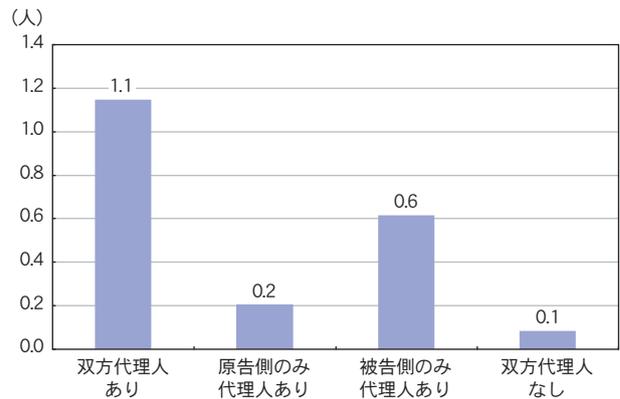
【図49】 事件類型別の被告答弁率



（訴訟代理人の選任状況と人証数との関係）

そこで、さらに、訴訟代理人の選任状況別の平均人証数の状況を示したものが【図50】であり、これによれば、当事者双方に訴訟代理人を選任された事件における平均人証数が最も多く、以下、被告側のみ訴訟代理人を選任された事件、原告側のみ訴訟代理人を選任された事件、当事者双方に訴訟代理人を選任されなかった事件の順になっている。当事者双方に訴訟代理人を選任されなかった事件及び原告側のみ訴訟代理人を選任された事件で平均人証数が少ないのは、前述のとおり、当事者間に実質的な争いのある事件が少ないことに加え、前述の事件類型との関係で見たとおり、「立替金」及び「建物」の事件など、客観的証拠（書証）が存在することが多い事件の比率が高いことが影響しているのではないかと推測される。

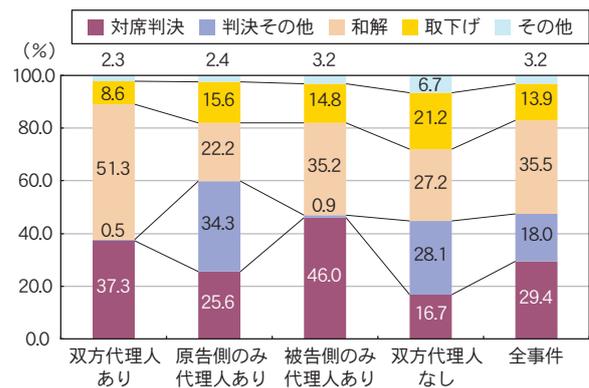
【図50】 訴訟代理人の選任状況別の平均人証数



（訴訟代理人の選任状況と終局区分との関係）

【図51】は、訴訟代理人の選任状況別の終局区分の割合を示したものである。これによれば、当事者双方に訴訟代理人を選任された事件では、他と比べて、和解で終局した事件の割合（51.3%）が顕著に高い。これは、法律専門家である訴訟代理人が、その専門的な知識経験に基づき、依頼者である当事者に対して、審理の経過等を踏まえた適切な助言をすることにより、当事者双方が納得をして和解成立に至る可能性が高くなるためであると思われる。【図

【図51】 訴訟代理人の選任状況別の終局区分の割合



2 民事訴訟事件の審理の状況

12】によれば, 和解で終局した事件は, 対席判決に次いで平均審理期間が長い, 和解で終局したことにより, 紛争は終局的に解決するのであり, また, 和解の場合は, 他の終局区分と比べ, 当事者による任意の債務履行を期待することができ, 執行に要する時間と費用をかけずに権利を実現できる可能性が高くなる。したがって, 和解率が高いということは, トータルとしての紛争解決までの時間が短縮され, 権利のより実効的な実現につながることに留意すべきであろう。